

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1 県では、週休2日工事を積極的に推進しています。詳細については、「長野県建築工事における週休2日工事実施要領」をご覧ください。
- 2 本件は、「長野県建築工事における、週休2日工事実施要領」に基づき、経費を補正しています。

令和7年5月22日

長野県寿台養護学校長 中原 直樹

記

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

寿台養護学校 管理教室棟1・2階トイレ改修工事

3 工事箇所名

松本市大字寿豊丘

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建築一式工事について長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 資格総合点が753点以上の者であること。
 - イ 中信地区（木曽、松本及び北アルプス地域振興局管内）に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

工事開始日から約120日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払いをします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を令和7年5月22日（木）から令和7年6月

5 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

松本市大字寿豊丘 8 1 1－8 8

長野県寿台養護学校

電話 0263（86）0046

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）午前 10 時 00 分

イ 場所 長野県寿台養護学校 すてっぷ棟会議室 2

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる資格を有することを証する書類を、令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 3 時までに、上記 7 の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければなりません。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札心得によります。